

## 愛知環状鉄道設備改修費補助金に関する運用方針

この運用方針は、愛知環状鉄道設備改修費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定める補助対象事業の内容、補助対象経費の考え方、申請手続き等に関する方針について、必要な事項を定める。

### 1 補助対象事業の内容（交付要綱第3条関係）

補助対象事業の内容は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国土交通省国総計第97号、国鉄業第102号、国自旅240号、国海内第149号、国空環第103号）、鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱（平成20年国鉄施第106号）及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年観観産第690号）に従って行われる安全性・利便性の向上に資する設備の整備であって、別表に掲げるものとする。

### 2 補助対象経費の内容

#### （1）工事費の内容（交付要綱第4条関係）

##### ①本工事費

補助事業の目的物の整備等の直接必要な費用で、材料費、労務費、運搬費等とする。

##### ②附帯工事費

建物又は工作物等の移設又は撤去に直接に要した費用及び本工事を実施するための仮設工事に直接に要した費用とする。

##### ③補償費

物件の移転等に伴う補償に直接に要した費用とする。

##### ④調査費

老朽施設（トンネル、橋りょう、信号設備、車両に係るもの）等の健全度を診断し、低廉な補強工法、保守管理方法等についての所見を得るために要する費用とする（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づくものに限る）。

#### （2）営業収益の額

補助対象事業者の単独決算における附帯事業を含めた額とする。

### 4 交付申請及び変更交付申請（交付要綱第6条及び第9条関係）

交付申請時に前年度決算が確定しない場合、前年度営業収益の欄は、見込み額を記載する。

補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）及び補助金交付変更申請書（交付要綱様式第3号）に添付する書類は、国、県への補助金交付申請書の写し及び国、県の補助金交付額がわかる書類とする。

附則

この運用方針は、令和4年4月1日から施行する。

別表

愛知環状鉄道設備改修費補助金補助対象事業の内容

補助対象事業	工事内容
(1) 信号保安設備	列車集中制御装置(C T C)、プログラム運行制御装置(P T C)、総合列車運行管理装置(T T C)、自動進路制御装置(P R C)、自動列車停止装置(A T S)、自動列車制御装置(A T C)、自動列車運転装置(A T O)、自動閉そく装置、連動装置、踏切及び駅の集中監視装置、踏切保安設備<新設を除く>、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置
(2) 保安通信設備	列車無線設備、通信線、落石等警報装置(土砂崩壊警報設備、橋梁ずい道等の変状検知装置、法面崩壊検知装置、倒木警報装置)
(3) 防護設備	落石等防護設備(防護柵、防護網、防護覆、防護壁、土留め、法面固定、線路側溝)、防風設備(風速計、防風板等)、融雪設備、雨量計、地震計
(4) 停車場設備	ホーム<新設を除く>、駅構内通路、誘導ブロック
(5) 線路設備	レール、マクラギ、分岐器、軌道道床、曲線修正、橋りょう、トンネル
(6) 電路設備	電柱、き電線、電車線、吊架線、配電線、避雷用電線
(7) 変電所設備	変成機器、遮断装置
(8) 車両	車両<新設を除く>、制御装置
(9) その他設備	保守用車両

注) 上記設備の新設、改良、更新、修繕に係るものを補助対象とする。